平成30年6月1日 (証券コード:9882)

株主各位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

# 株式会社イエワーハット

代表取締役社長 堀 江 康 生

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成30年6月22日(金曜日)午前10時
- 場 所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
   サンライズビル 3階コンベンションホール
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第60期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 第60期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件 **第2号議案** 取締役6名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください(代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。)。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.vellowhat.ip/)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

## 事 業 報 告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用と労働者所得の改善が進むなか、政府が推進する経済対策や金融政策の効果もあり、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

当カー用品業界におきましては、夏用タイヤ・冬用タイヤの値上げに伴う駆け込み需要や、全国的な寒波の影響を受けた冬用タイヤ需要により、タイヤ販売が伸長いたしました。カーエレクトロニクス商品では、危険運転に関する報道を受けてドライブレコーダー販売が伸長いたしました。

このような環境下におきまして、当社グループはカー用品・二輪用品等 販売事業の一層の拡大を図るべく、タイヤを中心とした消耗品の拡販や、 車検・鈑金などのカーメンテナンスメニューを拡充してまいりました。

当連結会計年度におきましては、子会社店舗の増加とタイヤの販売好調により、売上高は1,378億65百万円(前年同期比106.2%、80億47百万円増)、売上総利益は517億61百万円(前年同期比110.9%、50億80百万円増)となりました。

販売費及び一般管理費は、子会社店舗の増加に伴う人件費や賃借料等の増加により、422億0百万円(前年同期比106.2%、24億58百万円増)となりました。

その結果、営業利益は95億61百万円(前年同期比137.8%、26億21百万円増)、経常利益は106億89百万円(前年同期比132.0%、25億89百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては68億39百万円(前年同期比122.6%、12億58百万円増)となりました。

売上高の主な部門別内訳につきましては、卸売部門は516億98百万円(前年同期比102.6%、13億21百万円増)、小売部門は773億34百万円(前年同期比109.3%、65億50百万円増)となりました。

### (カー用品・二輪用品等販売事業)

当連結会計年度におけるイエローハット店舗の出退店の状況です。

国内では、平成29年4月に福井大和田店(福井県)、恵庭恵央店(北海 道)、勝山旭町店(福井県)、5月にトレッド高槻店(大阪府)、幸手上 高野店(埼玉県)、YMS幸手上高野店(埼玉県)、6月に伏見下鳥羽店 (京都府)、7月に徳島藍住店(徳島県)、湖西新居店(静岡県)、佐伯 ときわ店(大分県)、トレッド鳥取東伯店(鳥取県)、厚別西店(北海道)、 8月にトレッド山梨一宮店(山梨県)、9月に新 トレッド草津店(滋賀 県)、苫小牧澄川店(北海道)、10月にトレッド守山大森店(愛知県)、 トレッド名東高針店(愛知県)、トレッド三重河芸店(三重県)、イオン モール鈴鹿店(三重県)、斜里青葉店(北海道)、11月に新 巻店(新潟 県)、滝の水店(愛知県)、新 トレッド秋田大曲店(秋田県)、トレッ ド福井丸岡店(福井県)、トレッド新潟巻店(新潟県)、江戸川大杉店(東 京都)、平成30年1月に東根中央店(山形県)、トレッド沖縄与儀店(沖 縄県)、2月に新居浜高田店(愛媛県)、3月に八千代緑が丘店(千葉県)、 田原店(愛知県)、卸本町店(鹿児島県)、伊達保原店(福島県)、寝屋 川店(大阪府)、ヤマザワ寒河江プラザ店(山形県)、環七梅島店(東京 都)、伊勢崎連取店(群馬県)の計37店舗を開店、平成29年4月にYMS 太田店(群馬県)、6月に東伯店(鳥取県)、7月に八幡西店(福岡県)、 8月にトレッド草津店(滋賀県)、9月にトレッド秋田大曲店(秋田県)、 河芸店(三重県)、10月に巻店(新潟県)、11月に江戸川上篠崎店(東京 都)、平成30年3月に五日市店(広島県)の計9店舗を閉店いたしました。 また、車検獲得増を目的として、平成29年4月に車検センター船橋インタ ー(千葉県)、車検センター刈谷(愛知県)、8月に車検センター札幌里 塚(北海道)、9月に車検センター高松春日(香川県)を開設いたしまし た。

海外では、平成29年4月に中山店(台湾)、11月に上海成山路店(中国)を閉店、また11月に中国上海地区の5店舗を中国合弁契約先の子会社へ譲渡いたしました。

イエローハット店舗以外では、平成29年4月に門真2りんかん(大阪府)、SOX門真店(大阪府)、5月にSOX熊本本山店(熊本県)、6月に宇都宮2りんかん(栃木県)、SOX大東店(大阪府)、7月にSOX宇都宮店(栃木県)、9月にSOX滋賀草津店(滋賀県)、平成30年2月に仙台泉2りんかん(宮城県)、3月にバイカーズ菊陽2りんかん(熊本県)の計9店舗を開店、平成29年4月に大東2りんかん(大阪府)、11月に寝屋川2りんかん(大阪府)の2店舗を閉店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、国内がイエローハット703店舗、2 りんかん55店舗、S O X 46店舗、海外がイエローハット5店舗の合計809店舗、イエローハット車検センターが7拠点となりました。

当連結会計年度のカー用品・二輪用品等販売事業の売上高は、1,314億18 百万円(前年同期比106.5%、80億48百万円増)、セグメント利益につきま しては、85億94百万円(前年同期比144.8%、26億57百万円増)となりまし た。

### (賃貸不動産事業)

当連結会計年度の賃貸不動産事業の売上高は、64億46百万円(前年同期 比100.0%、0百万円減)、セグメント利益につきましては、9億67百万円 (前年同期比96.4%、35百万円減)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は47億46百万円で、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主要設備

・イエローハット店舗 建物及び設備

36億54百万円

• 横須賀三春十地

5億2百万円

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備投資に必要な資金、その他所要資金は銀行借入及び手元資金によって充当しております。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益(連結計算書類)の状況

	項	目	第 57 期 (平成27年3月期)	第 58 期 (平成28年3月期)	第 59 期 (平成29年3月期)	第60期(当期) (平成30年3月期)
売	上	高	百万円 121,788	百万円 125, 961	百万円 129, 817	百万円 137, 865
経	常	利 益	百万円 8,468	百万円 8,406	百万円 8,099	百万円 10,689
親会当	社株主に 期 純	帰属する	百万円 5,542	百万円 5,612	百万円 5,580	百万円 6,839
1 株	当たり当	期純利益	240円 1 銭	242円71銭	242円8銭	296円70銭
総	資	産	百万円 85,496	百万円 87,506	百万円 93, 485	百万円 100, 286

<sup>(</sup>注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<sup>2.</sup> 第60期(当期)の事業成績につきましては、「(1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主な事業内容
	百万円	%	
株式会社イエローハット・ファイナンス	100	100.0	コンサルティング業及び 金融業
株式会社愛知イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社長崎イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社福岡イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社ジョイフル	72	100.0	カー用品等製造・販売
株式会社備前イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社群馬イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社埼玉イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社トレッド・イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社北海道イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社神奈川イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社越後イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社大阪イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社兵庫イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社四国イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山梨イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社静岡イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社広島イエローハット	90	100.0	カー用品等販売
株式会社ドライバースタンド	50	100.0	二輪車用品等販売
株式会社西東京イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社栃木イエローハット	80	100.0	カー用品等販売
株式会社京都イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社SOX・イエローハット	30	100.0	二輪車・二輪車用品等販売
株式会社東海イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社千葉イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社沖縄イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社福井イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社ひがし北海道イエローハット	50	100.0	カー用品等販売

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社山陰イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社東東京イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社三河イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社山形イエローハット	20	99. 5	カー用品等販売
株式会社大分イエローハット	50	97. 5	カー用品等販売
株式会社山口イエローハット	9	95. 0	カー用品等販売
台湾黄帽汽車百貨股份有限公司	230	100.0	カー用品等販売

- (注) 1. 株式会社ドライバースタンドは、平成30年4月1日付で株式会社2りんかんイエロー ハットに社名を変更しております。
  - 2. 株式会社三河イエローハットを平成30年1月に新規設立したことにより、連結の範囲 に含めております。

### (4) 対処すべき課題

① カー用品・二輪用品等販売事業の拡大

カー用品・二輪用品等販売事業の拡大を図るため、タイヤを中心とした消耗品の販売強化及び車検を始めとしたメンテナンスメニューの拡充により、小売事業における粗利益率の向上を図り、営業利益の一層の拡大に努めます。

② 車検、サービス事業の拡充

車検を始めとするメンテナンスサービス部門の強化に向け、整備資格者の人材育成と指定工場の計画的取得を推進し、サービス部門における収益拡大と顧客の囲い込みを図ります。

③ 経営効率の向上

本部・店舗における経費削減を引き続き徹底するとともに、ピット稼働率の向上、保有資産の有効活用による資産効率アップ等により、経営効率の向上を目指します。

④ 活力ある会社づくり

販売子会社及び本部組織体制の適正化を常に行い、指示命令系統の一元化と情報伝達のスピード向上を図り、労働生産性をアップします。また、社内コミュニケーションの良化、社員のモチベーションアップを図ることで、活力ある会社づくりに努めます。

### (5) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

当企業集団は、株式会社イエローハット(当社)及び子会社36社(国内35社、海外1社)、関連会社2社(国内1社、海外1社)で構成され、カー用品・二輪用品等の製造、卸売販売及び一般消費者等への小売販売、並びに賃貸不動産事業を行っております。

## (6) 主要な営業所及び事業拠点 (平成30年3月31日現在)

		本 社	東京都中央区
		支 店	宮城県、埼玉県、神奈川県、大阪府、 山口県
	当 社	システムセンター	北海道
		物 センター	宮城県、群馬県、山口県
	株式会社イエローハット・ ファイナンス	本 社	東京都中央区
	株式会社愛知イエローハット	本 社	愛知県一宮市
	株式会社福岡イエローハット	本 社	福岡県大野城市
子会社	株式会社ジョイフル	本 社	宮城県富谷市
	株式会社広島イエローハット	本 社	広島県広島市
	株式会社ドライバースタンド	本 社	東京都中央区
	株式会社SOX・イエローハット	本 社	埼玉県川口市

- (注) 1. 当社は子会社を上記の他に29社所有しております。
  - 2. 株式会社ドライバースタンドは、平成30年4月1日付で株式会社2りんかんイエローハットに社名を変更しております。

### (7) 使用人の状況(平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
	3, 258	(1,203) 名	7	+106 (+71) 名

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。
  - ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均 萬	力 続	年	数
	178 (	63) 名	7	-9 (+6) 名			45.8歳	Ž.		20年	E2 5	- 月	

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 53,033,745株

② 発行済株式の総数 24,961,573株

③ 株主数 10,780名

④ 大株主(上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社幸栄	企 画		13			%		
イエローハットま	共和 会		1, 510				6. 5	5
JP MORGAN CHASE BANK	385632		1, 039				4. 5	
日本トラスティ・サ信託銀行株式会社(信			989		4. 2			2
日本マスタートラスト信株 式 会 社 (信 託		883					3.8	3
株式会社三菱東京UF	J銀行		495		2. 1			
GOVERNMENT OF N	ORWAY		439		1.9			
鍵 山 幸 一	郎		394				1. 7	7
日本トラスティ・サ 信託銀行株式会社(信託			355				1. 5	5
AIG損害保険株	式会社		342				1.4	1

- (注)1. 当社は自己株式1,897,221株所有しておりますが、大株主表からは除外しております。
  - 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
  - 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
  - 4. 持株比率は小数点第2位を切り捨てて表示しております。
  - 5. 株式会社三菱東京UF J銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UF J銀行に社名を変更しております。

## (2) 新株予約権等の状況

・当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の状況 取締役(社外取締役を除く)が保有する新株予約権(株式報酬型ストック オプション)

発行年度	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使時の 払込金額	行使期間	保有者数
平成25年度	129個	普通株式 12,900株	146,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	平成25年5月27日~ 平成55年5月26日	4名
平成26年度	158個	普通株式 15,800株	159,300円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	平成26年5月26日~ 平成56年5月25日	4名
平成27年度	128個	普通株式 12,800株	193,700円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	平成27年5月25日~ 平成57年5月24日	5名
平成28年度	147個	普通株式 14,700株	169,600円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	平成28年5月25日~ 平成58年5月24日	5名
平成29年度	128個	普通株式 12,800株	194,400円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	平成29年5月25日~ 平成59年5月24日	5名

- (注) 当事業年度末現在における新株予約権の目的となる株式の総数(退任者の保有分も含む)は69,000株です。
  - ・当事業年度中に交付した新株予約権の状況 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

	株式会社イエローハット 第5回新株予約権
発行決議日	平成29年5月9日
新株予約権の数	128個
交付された者の人数	取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 12,800株
新株予約権の払込金額	1個当たり194,400円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年 5 月25日~ 平成59年 5 月24日

- (注) 1. 1個の新株予約権につき一部行使はできない。
  - 2. 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の 翌日以降、新株予約権を行使することができる。

### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

会社における地位		氏	名		担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	堀	江	康	生		
専務取締役	白	石		理	財務・経理、システム、 人事・総務、 コンプライアンス、子会 社 (イエローハット事業 及び卸売事業除く) 担当	(株) ドライバースタンド 代表取締役会長
常務取締役	佐	藤	和	幸	店舗運営、ピットサービス、営業管理、店舗開発、 賃貸事業、子会社(イエローハット事業、卸売事業) 担当	(株) ジョイフル 代表取締役会長
取 締 役	長	沢	龍	_	海外事業、支店、 内部監査 担当	
取 締 役	木	村	義	美	商品購買、物流、 販促・宣伝 担当	
取 締 役	湊	谷	秀	光		国会通り法律事務所弁護士
取 締 役	斎	藤	四	郎		斎藤四郎税理士事務所税理士
常勤監査役	入	江	義	_		
監 査 役	田	中	邦	彦		
監 査 役	服	部	久	男		横浜税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役 湊谷秀光及び取締役 斎藤四郎は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役 田中邦彦及び監査役 服部久男は、社外監査役であります。
  - 3. 当社は、取締役 湊谷秀光及び取締役 斎藤四郎並びに監査役 田中邦彦を東京証券取引 所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 4. 取締役 湊谷秀光は、弁護士の資格を有し、法律、経済、社会に対する豊富な経験と幅 広い見識を有しております。
  - 5. 取締役 斎藤四郎は、税理士の資格を有し、税務行政業務における豊富な経験と見識を 有しております。
  - 6. 監査役 田中邦彦及び監査役 服部久男は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当 程度の知見を有しております。
    - ・監査役 田中邦彦は、証券業界の経理部門に在籍し、経理業務に携わってきた経験があります。
    - ・監査役 服部久男は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見 を有しております。
  - 7. 株式会社ドライバースタンドは、平成30年4月1日付で株式会社2りんかんイエロー ハットに社名を変更しております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区	分	支 給 人 員	支 給 額
取 ( う ち <sup>†</sup>	締 役 社 外 取 締 役 )	名 7 (2)	百万円 161 (8)
<u>監</u> (うちす	查 役 社 外 監 查 役 )	3 (2)	24 (9)
合	計	10	185

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第48期定時株主総会において、年額 240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
  - 3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度終了後に付与される株式報酬型ストックオプション (新株予約権) の払込金額と相殺する予定の報酬債権25百万円が含まれております。
  - 4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第36期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
  - 5. 当事業年度末現在の取締役は7名、監査役は3名であります。
  - 6. 当社は、平成20年6月26日開催の第50期定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議いただいております。当事業年度末における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

取締役 2名 980万円 監査役(社外) 1名 20万円

- ④ 社外役員に関する事項
  - イ 他の法人等の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況及 び当社と当該他の法人等との関係
    - ・取締役 湊谷秀光は、弁護士(国会通り法律事務所)であります。当社と国会通り法律事務所との間には特別な関係はありません。
    - ・取締役 斎藤四郎は、税理士(斎藤四郎税理士事務所)であります。当社と斎藤四郎税理士事務所との間には特別な関係はありません。
    - ・監査役 服部久男は、横浜税理士法人の代表社員であります。 当社と横浜税理士法人との間には特別な関係はありません。
  - ロ 当事業年度における主な活動状況
    - 取締役会及び監査役会への出席状況

区分		氏 名			取締役会(	14回開催)	監査役会(	16回開催)
取締役	湊	谷	秀	光	14回	100%	_	_
取締役	斎	藤	四	郎	14回	100%	_	_
監査役	田	中	邦	彦	14回	100%	16回	100%
監査役	服	部	久	男	12回	85%	16回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 湊谷秀光、斎藤四郎及び監査役 田中邦彦、服部久男は、取締役会において、それぞれ議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、監査役 田中邦彦、服部久男は、監査役会において、適宜必要な 発言を行っております。

### (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	支	払	額
			百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		5	56
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		Ę	56

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載し ております。
  - 2. 当社の子会社である台湾黄帽汽車百貨股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査 法人の監査を受けております。
  - 3. 監査役会は、会計監査人が策定した監査計画の内容、監査の遂行状況並びに報酬見積 もりの相当性等について検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維 持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。
  - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
  - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、取締 役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その 他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり「内部 統制システム構築の基本方針」を決議いたしております。

- イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
  - i 当社は、法令及び定款に基づき、会社の機関として、株主総会及 び取締役、取締役会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監 査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正か つ妥当であることをそれぞれの立場から確認する体制を基本とする。
  - ii 当社は、取締役の義務と責任を具体的に列挙したコンプライアンスに関する確認書を作成し、取締役は定期的に当該確認書を取締役会及び監査役会に提出する。
  - iii 当社は、法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本 方針・行動規範として制定した「イエローハット憲章」に基づき、 反社会的勢力、団体に対しては毅然とした態度で対応することを基 本方針とする。当社及びその子会社から成る企業集団は、基本方針 の下、当社の総務部門に情報を一元管理し、警察等の外部機関や関 連団体と連携を図りながら、反社会的勢力排除のための社内体制の 整備強化を推進する。
- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社は、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に 保存・管理することを定める規程を整備し、取締役及び従業員は当該規 程に従う。
- ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i 当社は、リスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見及び顕在 化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。
  - ii 当社は、全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置し、 リスクマネジメントに関する全社方針を定めるとともに、各部署の リスクマネジメントに関する計画の立案・実行を支援する。

- ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i 取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、 取締役は、目標達成に向けて実施すべき具体的な目標及び権限分配 を含めた効率的な達成方法を定める。
  - ii 取締役は、ITを活用した経営情報システムを構築し、経営情報 の迅速かつ適正な把握に努める。
- ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
  - i 当社は、「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に 関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土 の醸成に努める。
  - ii 当社の内部監査部門は、当社のコンプライアンスの状況を調査・ 監督し、必要なときは改善を勧告する。
  - iii 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- へ 当社及びその子会社から成る企業集団(以下、当社グループという) における業務の適正を確保するための体制
  - i 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する 体制
    - 1)子会社は取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制とし、内部監査部門は直接当社の代表取締役に報告する体制とする。なお、内部監査部門は、同様の報告を監査役及び監査役会にも行う。
    - 2) 当社は、当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を定期的に開催し、情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施する。
  - ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、当社グループの財務リスク回避を目的とする財務リスク 管理規程を制定し、当該規程に定める定期的な財務リスク評価委員 会によるリスク管理に努め、必要とされる課題及び対策を協議する。

iii 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する ための体制

当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社 グループの管理運営に関する基本的事項を含む管理規程を制定する。 iv 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合す ることを確保するための体制

- 1) 当社は、当社が制定する「イエローハット憲章」に基づき、 子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努 める。
- 2) 当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に 違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会 社共通のグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
- ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の 取締役からの独立性に関する事項
  - i 取締役は、監査役又は監査役会の求めに応じて、その職務を補助 するために、必要な人員を配置する。
  - ii 監査役及び監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務については、取締役の指揮命令を受けない。また、当該従業員の処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない。
- チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項 当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっ ては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹 底する。
- リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監 査役への報告に関する体制
  - i 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
    - 1) 取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実 の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続 き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大 な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役又は監 査役会に報告する。

- 2) 監査役及び監査役会は、必要に応じ、いつでも取締役または 従業員に報告を求めることができる。
- ii 子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - 1)子会社の取締役及び従業員は、法令・定款に違反する、又は その恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼし得る 重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査役に報告す る。
  - 2) 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を定期的に当社の監査役に報告する。
  - 3) 当社の内部通報担当部門は、当社グループの従業員による内 部通報について、当社の取締役会及び監査役会に対し、定期的 に報告を行う。
- ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱い を受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役への報告をした当社グループの従業員が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

- ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針 当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の 請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行 に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理する。
- ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 当社及び当社グループの取締役及び従業員は、監査役による監査業務 に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく 提供することにより、監査の実効性を確保する。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制について

当事業年度においては、取締役会を14回、監査役会を16回開催し、取締役の職務の執行が適法、適正に行われていることを確認しました。また、専門的知見を有する社外取締役2名及び社外監査役2名を選任し、監督機能の実効性を高めております。

- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について 文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務 執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存しており、取締役 及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。
- ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

リスク管理関連の規程に基づき、コンプライアンスや財務報告に係る 内部統制について、危機管理委員会を2回、財務リスク評価委員会を4 回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等を実施いた しました。

二 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

毎月開催される取締役会において、各取締役より月次の業務執行の状況報告がなされ、状況に応じて適宜改善策が検討されております。取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料の事前配布並びに必要に応じて議案の事前説明を実施いたしました。また、社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制について

「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を 行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努めまし た。さらに、従業員の遵法意識向上のため、毎月1回、「コンプライア ンス便り」を発信いたしました。 へ 当社及びその子会社から成る企業集団(以下、当社グループという) における業務の適正を確保するための体制について

当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制が整備されております。また当社において子会社の稟議申請書等の管理を行っており、その営業活動及び決裁権限等を把握し、一定基準の該当する重要事項については子会社の機関決定前に当社の重要な会議における報告を義務付ける等適切な経営管理を実施しております。さらに、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、直接当社の代表取締役並びに監査役及び監査役会に報告をしております。当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を当該事業年度において2回開催し情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施いたしました。

ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の 取締役からの独立性に関する事項について

社内規程において、監査役が内部監査室所属の従業員に監査業務の補助を命じることができる旨を定め、配置いたしました。当該従業員は、当該職務について、取締役の指揮命令を受けず、処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない旨、周知いたしました。

チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底いたしました。

リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監 査役への報告に関する体制について

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告をしております。さらに、社内規程に従って、当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通の内部通報ホットラインを設置・運用を行っております。

ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制について

社内規程において、前号の報告をした従業員の秘匿性をできる限り維持するとともに、当該従業員に対する報復措置や不利益な処遇を禁じております。

- ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針について 社内規程において、監査役の職務の執行について生ずる費用について、 当社の経費として費用を支出できるよう定め、監査役の請求に基づき速 やかに処理しております。
- ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に ついて

従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

以上、第60期において内部統制システムが適切に運用されていることを 確認しております。

### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元を重視し、連結配当性向25%を目指し、連結業績、財政状況、投資計画等を勘案しながら利益配分を行うことを基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当決定機関は中間配当・期末配当共に取締役会であります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株につき33円とし、中間配当金とあわせまして年間66円とさせていただきました。

次期の配当金に関しましては、年間72円(中間・期末とも36円)を予定しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金 額
I. 流 動 資 産	50, 872	I.流動負債	21, 416
現金及び預金	7, 414	支払手形及び買掛金	10, 412
受取手形及び売掛金	10, 259	リース債務	96
たな卸資産	24, 299	未 払 金	3, 888
未 収 入 金	4, 377	未 払 法 人 税 等	2, 167
繰 延 税 金 資 産	1,677	賞 与 引 当 金	996
そ の 他	3, 223	ポイント引当金	676
貸 倒 引 当 金	△378	資産除去債務	116
   II. 固定資産	49, 414	そ の 他	3, 061
1. 有形固定資産	34, 927	Ⅱ. 固定負債	5, 506
建物及び構築物	16, 137	受入保証金	2, 033
機械装置及び運搬具	599	リ ー ス 債 務 退職給付に係る負債	408
土地	15, 481	登職和刊に保る負債	249 2, 530
リース資産	194	その他	2, 530
建設仮勘定	164	負債合計	26, 923
その他	2, 350		の 部
2.無形固定資産	376	I. 株 主 資 本	74, 612
	87	資 本 金	15, 072
ソフトウエア	277	資 本 剰 余 金	10, 393
		利 益 剰 余 金	51, 400
ソフトウエア仮勘定	2	自 己 株 式	△2, 253
そ の 他	8	Ⅱ. その他の包括利益累計額	△1, 371
3. 投資その他の資産	14, 110	その他有価証券評価差額金	583
投資有価証券	1, 894	土地再評価差額金	△1, 907
長期貸付金	441	為替換算調整勘定	38
敷金	9, 663	退職給付に係る調整累計額	△86
繰 延 税 金 資 産	469	Ⅲ. 新 株 予 約 権	118
そ の 他	1, 932	Ⅳ. 非支配株主持分	4
貸倒引当金	△289	純 資 産 合 計	73, 363
資 産 合 計	100, 286	負債純資産合計	100, 286

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

		科				目			金	額
売			上			高				137, 865
売		-	Ł	原		価				86, 103
	売		上	総		利		益		51, 761
販	売	費	及 び —	般 管	理	費				42, 200
	営		業		利			益		9, 561
営		業	外	収		益				1, 181
	受		取		利			息		85
	受		取	手		数		料		406
	持	分	法に	よる	投	資	利	益		46
	そ			Ø				他		642
営		業	外	費		用				53
	支		払		利			息		20
	為		替		差			損		0
	そ			0				他		32
	経		常		利			益		10, 689
特		5	到	利		益				2
	固	定	資	産	売	去	]	益		2
特		5	到	損		失				547
	固	定	資	産	売	去	]	損		0
	固	定	資	産	除	去	]	損		45
	減		損		損			失		500
Ŧ		金等	調整	前当	期	純	利	益		10, 143
ž:	去	人税	、住	民 税	及て	ぎ 事	業	税		3, 349
ž.	去	人	税	等	調	整		額		△47
È	当		期	純	;	利		益		6, 841
j	作 支	配材	ま主に!	帚属す	る当	期約	沌 利	益		2
親	会:	社 株	主に帰	属する	る当	期系	电利	益		6, 839

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

					(十匹, 口刀口)
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日 残高	15, 07	2 10, 392	46, 161	△2, 255	69, 370
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1, 452		△1, 452
親会社株主に帰属する当期 純 利 益			6, 839		6, 839
土地再評価差額金の取崩			△146		△146
自己株式の取得				△0	△0
新株予約権の行使		0		2	3
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	- 0	5, 239	1	5, 241
平成30年3月31日 残高	15, 07	2 10, 393	51, 400	△2, 253	74, 612

		その他の	包括利	益累計額	ĺ		非支配	6 to Was when A - 21	
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計	
平成29年4月1日 残高	493	△2,054	33	△117	△1,645	97	1	67, 824	
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当								△1, 452	
親会社株主に帰属する当期 純 利 益								6, 839	
土地再評価差額金の取崩								△146	
自己株式の取得								△0	
新株予約権の行使								3	
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	90	146	5	30	273	21	2	297	
連結会計年度中の変動額合計	90	146	5	30	273	21	2	5, 539	
平成30年3月31日 残高	583	△1,907	38	△86	△1, 371	118	4	73, 363	

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

35社

・ 主要な連結子会社の名称

株式会社イエローハット・ファイナンス

株式会社愛知イエローハット

株式会社ジョイフル

株式会社広島イエローハット

株式会社ドライバースタンド

株式会社三河イエローハットを平成30年1月に新規設立したことにより 連結の範囲に含めております。

なお、株式会社広島イエローハットは、平成29年10月1日付で、株式会 社モンテカルロから社名を変更しております。

また、株式会社ドライバースタンドは、平成30年4月1日付で、株式会 社2りんかんイエローハットに社名を変更しております。

- ② 主要な非連結子会社の名称等
  - ・ 主要な非連結子会社の名称 株式会社オカヤマイエローハット

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模会社であり、総資 産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等 に及ぼす影響は軽微であるため、連結の範 囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の 名称
    - 持分法を適用した

関連会社の数

2 社

主要な会社等の名称

株式会社ホットマン

上海安吉黄帽子汽車用品有限公司

② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、 当該持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を基礎として持分法を適用 しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾黄帽汽車百貨股份有限公司の決算日は12月31日で あります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決 算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っており ます。

### (4) 会計方針に関する事項

- ① 資産の評価基準及び評価方法
  - イ 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のあるもの

当連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のないもの 移動平均法による原価法によっております。 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び連結子会社は、卸売部門については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、小売部門については主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年 4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した 建物附属設備及び構築物については、定額法 によっております。なお、主な耐用年数は以 下のとおりであります。

建物及び構築物 2年~50年

ロ 無形固定資産 (リース資産を除く)

ハ リース資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に 係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

平成20年3月31日以前に契約をした所有権 移転外ファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた 会計処理によっております。 ③ のれんの償却に関する事項

のれんについては、その効果が及ぶ期間で均等償却を行っております。 ただし、金額が僅少の場合には、発生連結会計年度に全額償却しておりま

④ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性 を検討し、回収不能見込額を計上しており

口 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充て るため、将来の支給見込額のうち当連結会 計年度の負担額を計上しております。

ハ ポイント引当金

カー用品・二輪用品等販売を行う連結子会 社は、顧客のポイントカード使用による将 来の負担に備えて、当連結会計年度末の未 使用残高に基づく負担見込額を計上してお ります。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨 に換算し、換算差額は損益処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の期末決算日の直 物為替相場により、資本金は発生時の為替相場により、また、当期純利益 は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調 整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の会計処理 税抜方式で行っております。

口 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

ハ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付 に備えるため、当連結会計年度末における 見込額に基づき、退職給付債務から年金資 産を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見 込額を当連結会計年度末までの期間に帰属 させる方法については、給付算定式基準に よっております。

### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品及び製品 原材料及び貯蔵品 計

24,014百万円 284百万円 24,299百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

25,061百万円

### (3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ① 再評価を行った 平成14年3月31日 年月日
- ② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行う方式で、また、一部路線価のない土地につきましては、同第3号に定める固定資産税評価額の倍率方式に基づき算出しております。
- ③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿 価額との差額

④ 上記③のうち賃貸不動産に該当するもの

△1,271百万円 △794百万円

### (4) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理を しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、 次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形 264百万円

### 3. 連結損益計算書に関する注記

## (1) 減損損失の主な内容

当連結会計年度において計上した、減損損失の内訳は次のとおりでありま す。

場所	用途	種類及び金額 (百万円)	
店舗物件27件	カー用品・二輪用品	建物及び構築物	260
ガーデンモール木津川店	等販売店舗	その他	51
(京都府木津川市) 豊岡バイパス店		ソフトウエア	1
(兵庫県豊岡市) 他25件			

(減損の認識に至った経緯)

これらの物件は、営業損失であったため、将来キャッシュ・フロー見積額が下落し減損の認識に 至りました。

場所	用途	種類及び金額 (百万円)	
賃貸物件1件	賃貸不動産	土地	87
愛知県春日井市		建物及び構築物	70

場所	用途	種類及び金額 (百万円)	
箱根フォーラム (神奈川県足柄下郡)	遊休資産	生物及び構築物	28
(連出の到益に云った奴)	±)		

(減損の認識に至った経緯) 遊休資産となっている箱根フォーラムは物件資産時価の著しい下落のため減損の認識に至りま した。

### 種類別の減損額の合計は次のとおりであります。

種類	合計 (百万円)		
建物及び構築物	332		
土地	115		
その他	51		
ソフトウェア	1		
合計	500		

### (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (資産のグルーピングの方法)

当企業集団においては、原則として事業所ごとに資産をグルーピングしております。店舗及び賃貸不動産については個別物件単位で、支店(地域卸売部門)については管理会計上の区分で、のれんについては会社単位で、物流センターについては全社共有資産に、フォーラムについてはキャッシュ・フローを生みませんので遊休資産に、それぞれ資産をグルーピングしております。

## (回収可能性の算定方法)

回収可能性は、正味売却価額または使用価値により測定しております。 土地については不動産鑑定士の算定価額を、建物については合理的に算定 された価額を、それぞれ回収可能価額としております。

使用価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローを4.38%で割り引いて計算しております。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式(	か 種	類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普	通	株	式	24,961千株	-千株	-千株	24,961千株

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株	式(	り種	類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普	通	株	式	1,911千株	0 千株	2千株	1,909千株

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
  - 3. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使による自己株式の処分によるものであります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項
  - ① 配当金支払額

イ 平成29年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 691百万円

1株当たり配当金額 30円

・基準日 平成29年3月31日

・効力発生日 平成29年6月5日

平成29年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 761百万円

・1株当たり配当金額 33円

・基準日 平成29年9月30日・効力発生日 平成29年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成30年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 761百万円

1株当たり配当金額 33円

・基準日 平成30年3月31日・効力発生日 平成30年6月4日

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
  - ·第1回新株予約権(平成25年5月10日取締役会決議分)

普诵株式 12.900株

·第2回新株予約権(平成26年5月9日取締役会決議分)

·第3回新株予約権(平成27年5月8日取締役会決議分)

普通株式 15,800株

普通株式 12.800株

·第4回新株予約権(平成28年5月10日取締役会決議分)

普通株式 14,700株

・第5回新株予約権(平成29年5月9日取締役会決議分)

普通株式 12,800株

### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する注記
  - ① 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入) を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、 また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、販売先の信用リスクに晒されております。当該債権は、主としてグループ企業に対するカー用品・二輪用品の卸売販売により発生するものであり、リスクの管理に関しては、当社の販売管理規程に定める与信管理取扱要領に従い取扱いを行うとともに、専門部門において年度・月毎の決算書及び財務関係資料を入手することにより信用状況を把握し運用を行う体制をとっております。

未収入金は、相手先の信用リスクに晒されておりますが、主として仕入 先からのリベートの未回収部分であり、約定に基づき短期間のうちに回収 されるものであります。専門部門において遅滞ない回収を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握した時価を取締役会に報告しております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、営業債権同様グループ企業に対しての貸付が主であり、同様の方法により信用状況を把握する体制をとっております。

敷金は、不動産の賃貸借期間終了時における賃貸人の信用リスクに晒されております。専門部門において賃貸人の状況をきめ細かく把握し回収に疎漏のない体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資にかかる 資金調達であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	7, 414	7, 414	_
(2)受取手形及び売掛金	10, 259	10, 259	_
(3)未収入金	4, 377	4, 377	_
(4)投資有価証券	1,818	1, 818	_
(5)長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	605	605	_
(6)敷金 (1年内回収予定を含む)	11, 254	11, 193	△61
資産計	35, 729	35, 668	△61
(1)支払手形及び買掛金	10, 412	10, 412	_
(2)未払金	3, 888	3, 888	_
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	505	497	△8
負債計	14, 805	14, 797	△8

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (注) 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近 似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は取引所の価格によっております。

- (5)長期貸付金(1年内回収予定を含む)
  - 長期貸付金の時価は、元利金の合計を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。
- (6) 敷金(1年内回収予定を含む)

敷金の時価は、契約期間を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づき割引いた現在価値によっております。

#### 負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)未払金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近

似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(1年内返済予定を含む) リース債務の時価は、リース支払料の合計額を新規に同様のリース取 引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定して おります。 (注) 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	76

非上場株式については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 4. 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7, 414	_	_	_
受取手形及び売掛金	10, 259	_	_	_
未収入金	4, 377	_	_	_
長期貸付金	568	9	12	15
敷金	1, 591	4, 373	3, 973	1, 315
合計	24, 210	4, 383	3, 986	1, 330

### 6. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗・事務所等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回 復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該物件の耐用年数及び契約年数と見積もり、割引額は0.00%~2.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 有形固定資産の取得に伴う増加額 時の経過による調整額 資産除去債務の履行による減少額 期末残高 2,156百万円 461百万円 33百万円 <u>△4百万円</u> 2,646百万円

### 7. 賃貸不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、主に国内においてグループ企業等に対して賃貸用店舗建物及び店舗設備等を有しております。平成30年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9億67百万円(賃貸収益は「売上高」に、主な賃貸費用は「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上)であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額		当連結会計年度末の時価		
当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度増減額 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	(百万円)		
13, 723	299	14, 022	11,676		

- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した 金額であります。
  - 3. 当連結会計年度の主な増加額は新規出店による設備投資に伴う増加額5億45百万円及び 賃貸設備投資に伴う増加額1億11百万円であり、主な減少額は減価償却に伴う減少額4 億83百万円であります。
  - 4. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価によるものであります。なお一部 の重要性がない不動産につきましては、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定 した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。
- 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,177円19銭

(2) 1株当たり当期純利益

296円70銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

295円82銭

9. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

Ĭ	資	産	の	部		負	信	ŧ	の		<u> 部</u>
科		目		金 額	科			目		金	額
流動	資	産		39, 635	流動	負	債				18, 737
現	金 及	び預	金	5, 945	買		掛		金		9,076
受	取	手	形	1, 769	短	期	借	入	金		1, 233
売	1	掛	金	9, 160	IJ	_	ス	債	務		109
IJ	- ;	ス債	権	109	未		払		金		4, 118
商			品	2, 850	未	払		費	用		127
貯	Ī	蔵	品	132	未		法人		等		2, 151
前	ì	度	金	66	未	払	消費	税	等		154
前	払	費	用	1,079	預	_	Ŋ		金		29
繰	延 税	金資	産	220	前	受	-	収	益へ		1, 303
短	期 1	貸付	金	13, 293	賞	与	引	当	金		131
未	収	入	金	4, 200	資 そ	産	除 去 の	债	務		116
そ		か	他	1,610	固定	負	債		他		183 <b>5, 310</b>
貸	倒	引 当	金	△802		貝	<b>頂</b> ス	債	務		463
固定	資	産		54, 056	-	職総		引当	金		403 55
	固定			35, 403	資		除去		務		2, 521
建	_ ~		物	15, 558	そ	/: <del>::::</del> .	が	, ig	他		2, 270
構	ź	築	物	1,011	負	債	合	計			24. 047
機	械及	び 装	置	243		<u></u> 純	 資			の	部
車	両 j	運 搬	具	303	株主	資	本				71, 160
工具	、器-	具及び値	# 品	2, 432	資	本		金			15, 072
土			地	15, 689	資 本	乗	余	金			10, 393
建	設(	仮 勘	定	164	資	本	準	備	金		9,075
		資産	/_	285	そ	の他	資 本	剰余	金		1, 317
	フト	ウェ	ア	274	利益	1 剰	余	金			47, 977
そ		の の	他	10	利	益	準	備	金		570
投資そ			,,,	18, 367				剰余	金		47, 407
	資有	価 証	券	1, 763		川 途		立	金		11, 536
	係会	社株	式	5, 428				準備			127
長		貸付	金	441				縮積立			436
'		生債権		5				剰 余	金		35, 307
	期前	払費	用	438				式			△2, 282
	延税	金資	産	273	評価・打			5A			△1,635
敷	/C 1/L	业 貝	金	9, 656	その他有 土 地耳						558 △2, 193
そ	(	か	他	650	新株		l左領 的権	<u> 117</u>			∆2, 193 118
貸		引当	金	∆289	純		全 台	計			69, 644
 資		<u>기 ⇒</u> 合 計		93, 692	負債			<u> </u>			93, 692
具	生			30, 032	見見	. 11મ	. 只 庄				JU, UJZ

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

												ı	(単位:日万円
		科							目			金	額
売				上				高					97, 297
売			上		原			価					82, 098
	売			上	糸	i) Č		利			益		15, 198
販	売	費	及	Ũ	一 般	管	理	費					7, 663
	営			業			利				益		7, 535
営		業		外		収		益					926
	受			取			利				息		185
	受			取	酉	2		当			金		45
	受			取	∃	£.		数			料		460
	そ				0	)					他		235
営		業		外		費		用					11
	支			払			利				息		10
	為			替			差			:	損		0
	そ				0	)					他		0
	経			常			利				益		8, 450
特			別		利			益					1
	固		定	資	產	Ē	売		却		益		1
特			別		損			失					234
	固		定	資	產	Ē	売		却	:	損		0
	固		定	資	產	Ē	除		却	:	損		45
	減			損			損				失		187
ŧ	兑	引		前	当	期	紅	ŧ	利		益		8, 217
Ž.	去	人 利	兑	、住	民	税	及 7	ブ	事	業	税		2, 768
Ž.	去	人		税	等		調		整		額		△21
È	当		其	A	純			利			益		5, 471

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

											(- -	. 11/2/11/
				株		主	3	資	本			
		資	本剰余	金		利	益	剰 弁	金			
	資本金	>/e -	7 0 14	沙士利 / / /	# ++		その他利	益剰余金	:	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		準備金	そ の 他 資本剰余金	買平利示室 合 計	利 益準備金	別 途積立金	特別償却 準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	付益料示室 合 計		台 計
平成29年4月1日 残高	15, 072	9, 075	1, 316	10, 392	570	11, 536	152	436	31, 410	44, 106	△2, 285	67, 286
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△1, 452	△1, 452		△1, 452
当期純利益									5, 471	5, 471		5, 471
土地再評価差額金の取崩									△146	△146		△146
特別償却準備金の取崩							△25		25	_		_
自己株式の取得											△0	△0
新株予約権の行使			0	0							2	3
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額 (純額)												
事業年度中の変動額合計	_	_	0	0	_	_	△25	_	3, 896	3, 871	2	3, 874
平成30年3月31日 残高	15, 072	9, 075	1, 317	10, 393	570	11, 536	127	436	35, 307	47, 977	△2, 282	71, 160

	評(	町 ・ 換 算 差 都	頁 等			
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計	
平成29年4月1日 残高	470	△2, 340	△1,869	97	65, 514	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1, 452	
当期純利益					5, 471	
土地再評価差額金の取崩					△146	
特別償却準備金の取崩					_	
自己株式の取得					△0	
新株予約権の行使					3	
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	87	146	234	21	255	
事業年度中の変動額合計	87	146	234	21	4, 130	
平成30年3月31日 残高	558	△2, 193	△1,635	118	69, 644	

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ その他有価証券

・市場価格のあるもの

当事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・市場価格のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

卸売部門については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により 算出しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成 10年4月1日以降に取得した建物(建物附 属設備を除く)並びに平成28年4月1日以 降取得した建物附属設備及び構築物につい ては、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 構築物 2~50年 2~50年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に 係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

平成20年3月31日以前に契約をした所有権 移転外ファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた 会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の 支給見込額のうち当事業年度末の負担額を 計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年 度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当事業年度末において発 生していると認められる額を計上しており ます。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見 込額を当事業年度末までの期間に帰属させ る方法については、給付算定式基準によっ ております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

①消費税等の会計処理

税抜方式で行っております。

②連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

- 2. 貸借対照表に関する注記
  - (1) 減価償却累計額

有形固定資産 24.681百万円

(2) 偶発債務

(保証債務)

関係会社の債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

保 証 先	金額	内 容
株式会社SOX・イエローハット	72百万円	買掛債務

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 19.849百万円 長期金銭債権 403百万円 短期金銭債務 3,300百万円 長期金銭債務 280百万円

(4) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公 布法律第19号) に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額を「土地 再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ① 再評価を行った 平成14年3月31日 年月日

② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月 31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に 合理的な調整を行う方式で、また、一部路線価のない 十地につきましては、同第3号に定める固定資産税評 価額の倍率方式に基づき算出しております。

③ 再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額と の差額

△1,372百万円

④ 上記③のうち賃貸不動産に該当するもの

△1,350百万円

(5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をし ております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次 の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 236百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 売上高 60.857百万円 売上原価 999百万円 販売費及び一般管理費 6百万円 営業取引以外の取引高 380百万円

# 4. 株主資本等変動計算書に関する注記 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	1,899千株	0 千株	2千株	1,897千株

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
  - 3. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使による自己株式の処分によるものであります。

### 5. 税効果会計に関する注記

項	目	金額 (百万円)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の内訳	
繰延税金資産		
賞与引当金		46
貸倒引当金		334
関係会社株式		180
投資有価証券		2
退職給付引当金		49
減損損失		1, 234
未払事業税		97
資産除去債務		807
その他		159
土地再評価差額金		<u>671</u>
繰延税金資産小計		3, 584
評価性引当額		<u>△2, 166</u>
繰延税金資産合計		1, 418
繰延税金負債		
資産除去債務に係る除去費用		△418
固定資産圧縮積立金		△192
その他有価証券評価差額金		$\triangle 246$
特別償却準備金		$\triangle 56$
譲渡損益の繰延(譲渡益)		$\triangle 4$
未収還付事業税		<u></u>
繰延税金負債合計		△924
繰延税金資産の純額		493
(注)繰延税金資産の純額は、	貸借対照表の以下	
の項目に含まれておりま	き。	
流動資産-繰延税金資源	E E	220
固定資産-繰延税金資産	Ĕ	273

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、賃貸借契約に係る建物をリース契約により使用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、以下のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額 (単位:百万円)

		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建	物	1, 413	1, 403	10
合	計	1, 413	1, 403	10

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内155百万円1年超432百万円合計588百万円

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 未経過リース料には、減損損失95百万円が含まれております。

#### 7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

			資本金			関係内容			而引入媚			期末残高 (百万円)
	種 類 会社等の名称	出資金(百万円)	おまれた業	の 所 有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引金額 (百万円)	科	目			
Ī	法人主要 株 主	株式会社 幸栄企画	45	不 動 産	(13. 6)	_	不動産賃 借	不動産賃 借	93	敷	金	307

#### (2) 子会社及び関連会社等

		資本金	事 業 の 容は	議決権等の 所 有	関係	内 容		取引金額		期末残高
種 類	会社等の名称	資 本 た 資 ま 出 音 万 円 )	また業	(被所有)割合(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	(百万円)	科目	(百万円)
子会社	株式会社 SOX・イエローハット	30	二輪車及 び二輪車 用品等販 売	100. 0	-	運転資金貸付	貸付に対する利息	22	短期貸付金	3, 691
						商品の 販売	商品の売上	7, 613	売掛金	960
子会社	株式会社ジョイフル	72	カー用品 等製造販 売	100. 0	役員の 兼 任 1名	運転資 金貸付	貸付に対 する利息	3	短期貸付金	720
						業 務	業務受託費	256		
関連会社	株式会社ホットマン	1, 910	カー用品 等 販 売	15. 5	_	商品の販売及	商品の売上	9, 492	売掛金	662
云往	ルットマン	,,,,,	寺 販 元	(0.3)		び不動 産賃貸	不動産賃貸	440	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

- (注) 1. 取引金額及び期末残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 取引金額には、消費税等は含まず、残高には消費税等を含んで表示しております。
  - 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等 市場価格を勘案し、両者の協議により決定しております。

- 8. 1株当たり情報に関する注記
  - (1) 1株当たり純資産額
  - (2) 1株当たり当期純利益
  - (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

3,014円41銭 237円24銭 236円53銭

- 9. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。
- 10. その他の注記 該当事項はありません。

### 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社 イエローハット 取 締 役 会 御中

### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖 印業務執行社員 公認会計士 小 沢 直 靖 印

指定有限責任社員 公認会計士 市 原 順 二 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イエローハットの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと 判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イエローハット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

### 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社 イエローハット 取 締 役 会 御中

### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 市 原 順 二 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イエローハットの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査 証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

### 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整 備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重 要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び 財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会 社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものと して会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備 に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されてい る体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からそ の構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて 説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び 結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び 結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

株式会社 イエローハット 監査役会

 
 常勤監查役
 入
 江
 義
 一
 印

 監 查 役 (社外監查役)
 田
 中
 邦
 彦
 印

 監 查 役 (社外監查役)
 服
 部
 久
 男
 印

### 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

# 1. 提案の理由

グループ会社相互の連結の強化と業務効率のため、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変   更   案
第1章 総 則	第1章 総 則
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。	第3条 当社は本店を東京都 <u>千代田区</u> に置
	<.
	附則
	第3条の規程変更は、平成30年6月22日に
	開催される取締役会において決定する本店
	移転日をもって効力を生ずるものとし、本
	附則は、本店移転の効力日発生日経過後、
	これを削除する。

### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補番	者号	<sup>xy</sup> 氏 <sup>がな</sup> 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当社株式数						
1		<sup>ほり</sup> え やす ギ 堀 江 康 生 (昭和27年1月27日生)	昭和51年10月 当社入社 平成9年6月 取締役 営業管理部長 平成12年10月 取締役 営業副本部長 兼営業管理部長 平成13年6月 常務取締役 営業本部長 兼営業管理部長 平成15年6月 常務取締役 常務執行役員イエローハット 事業本部副本部長 平成16年6月 取締役 常務執行役員営業管理室長 平成17年4月 取締役 常務執行役員運営本部長 兼ホールセール部長 平成17年7月 取締役 常務執行役員経理部長 平成20年1月 取締役 常務執行役員経理担当 平成20年6月 常務取締役 平成20年9月 代表取締役 平成20年10月 代表取締役 平成20年10月 代表取締役と 平成20年10月 日本に対している。	119, 700株						
		取締役候補者とした理								
		長年にわたり経営部門の主要な職位を歴任し、平成20年10月に当社社長に就任以降、現在に								
			、成果を上げてまいりました。経営全般にわたる豊富な知見	見と能力は当						
		社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。								
		(注)堀江康生と当	社との間には特別の利害関係はありません。							

候補者番 号		略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当社株式数								
2	しら いし ただす 白 石 理 (昭和34年10月13日生)	昭和57年3月 当社入社 平成13年2月 マーケティング戦略室長 平成16年4月 海外事業部上級マネージャー 平成16年6月 執行役員イエローハット事業本部部長 平成17年4月 執行役員運営本部副長 平成17年7月 執行役員運営本部副本部長 平成18年4月 執行役員運営本部長 平成18年6月 取締役 執行役員運営本部長 平成20年6月 取締役 平成21年6月 常務取締役 平成21年6月 常務取締役 平成23年6月 専務取締役 以財務・経理、システム、人事・総務、コンプライアンス、子会社(イエローハット事業及び卸売事業除く)担当 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ドライバースタンド(平成30年4月1日より (株)2りんかんイエローハットに社名変更)代表 取締役会長	15,710株								
		由  門等の主要な職位を歴任し、事業についての豊富な知識と& 判断し、取締役の候補といたしました。	<b>を験を活かす</b>								
	(注) 白石 理と当	(注) 白石 理と当社との間には特別の利害関係はありません。									

候補者番 号	<sup>ふり</sup> 氏 <sup>がな</sup> 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当社株式数	
3	を とう かず ゆき 佐 藤 和 幸 (昭和33年11月12日生)	昭和54年3月 当社入社 平成9年4月 仙台支店長 平成13年6月 取締役 仙台支店長 平成14年6月 執行役員仙台支店長 平成17年8月 当社退職 平成17年9月 (株)ジョイフル入社 平成22年6月 (株)ジョイフル代表取締役 平成29年6月 財締役 平成29年6月 常務取締役 店舗運営、ピットサービス、営業管理、店舗開発、賃貸事業、子会社(イエローハット事業、卸売事業)担当現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ジョイフル代表取締役会長	2,800株	
	取締役候補者とした理由 営業部門の主要な職位を歴任し、また長年にわたり (株) ジョイフルの経営を担い、営業や 経営全般にわたる知識と経験を有しております。グループ全体及び担当事業の監督を適切に 行うことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。 (注) 佐藤和幸と当社との間には特別の利害関係はありません。			
4	未 村 義 美 (昭和36年7月27日生)	昭和59年3月 当社入社 平成11年9月 富士営業所長 平成16年3月 近畿・四国事業部長 平成17年4月 近畿・四国エリアマネージャー 平成19年4月 商品部長 平成21年4月 メンテナンス・アクセサリー商品部長 平成21年6月 取締役 メンテナンス・アクセサリー商品 部長 平成23年3月 取締役 商品購買、物流、販促・宣伝 担当 現在に至る	10, 400株	
	取締役候補者とした理由 長年にわたり商品戦略部門等の主要な職位を歴任し、商品戦略全般に関する豊富な知識と経 験を活かすことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。 (注) 木村義美と当社との間には特別の利害関係はありません。			

候補者番 号	*** 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
5	が、ただ。ひで、かつ 湊 谷 秀 光 (昭和27年10月1日生)	昭和53年4月 河田法律事務所入所 昭和55年5月 湊谷法律事務所開設 平成25年7月 霞が関法律事務所開設 (パートナー) (現 国会通り法律事務所) 平成26年6月 社外取締役 現在に至る	0株
	社外取締役候補者とした理由 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。 (注) 1. 湊谷秀光と当社との間に特別の利害関係はありません。 2. 湊谷秀光は、社外取締役候補者であります。 3. 湊谷秀光は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 4. 当社は、湊谷秀光との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、湊谷秀光が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。 5. 当社は、湊谷秀光を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であり		

候都	補者 号	** <sup>がな</sup> 氏 (生年月日)	略 歴 、	当社における地位及び担当要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数	
		高 斎藤四郎 (昭和21年11月25日生)	昭和40年4月 平成10年7月 平成14年7月 平成16年7月	関東信越国税局入局 戸塚税務署副署長 東京国税局調査第一部特別国税調査官 東京国税局調査第二部調査第9部門		
			平成17年7月 平成18年7月 平成18年8月 平成18年9月 平成28年6月	統括国税調查官 鎌倉税務署長 鎌倉税務署退職 税理士登録 斎藤四郎税理士事務所開設 社外取締役	0株	
現在に至る 社外取締役候補者とした理由 過去に直接経営に関与された経験はありませんが、税務行政業務における豊富を備えておられることから、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分ただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。 (注) 1. 斎藤四郎と当社との間に特別の利害関係はありません。 2. 斎藤四郎は、社外取締役候補者であります。 3. 斎藤四郎は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としては、本総会終結の時をもって2年となります。 4. 当社は、斎藤四郎との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、					こはたしてい	
		賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、斎藤四郎が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  5. 当社は、斎藤四郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。				

አ	ŧ	

.....

.....

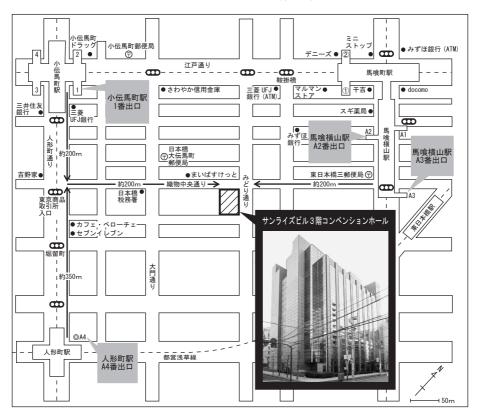
## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

サンライズビル 3階コンベンションホール

問い合わせ先 株式会社イエローハット

TEL 03-5695-1600 (代表)



### アクセス

- ■都営新宿線「馬喰横山駅」A3番出口より徒歩約3分 ※出口より織物中央通りを約200m
- ■都営浅草線「東日本橋駅」及びJR総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約4分 (地下道を利用し都営新宿線方面のA3番出口が便利です)
- ■東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」1番出口より徒歩約4分 ※出口より人形町方面に約200m進み、交差点を左折し約200m
- ■東京メトロ日比谷線及び都営浅草線「人形町駅」A4番出口より徒歩約5分 ※出口より小伝馬町方面に約350m進み、交差点を右折し約200m
- ※ 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。